

農業委員会だより

守り 育てる 次世代へつなぐ農業



地域の後継者

渡辺琢哉さん（仁井田字上野台）

私は、25歳の時に家業である農業を本格的に始めました。昨年まで会社勤めし兼業農家でしたが、今年から専業農家として新たな一歩を踏み出しました。

現在は、米を主作物としながら、野菜など新しい作物にも取り組んでいます。農業者である両親の背中を追いながら、自分自身の技術を磨く毎日です。

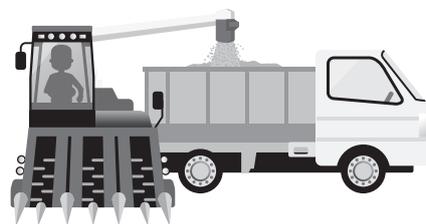
専業農家は、責任が増え大変な面もありますが、家族と過ごす時間も増え、じっくりと自分のペースで農業に携われる魅力があります。また、農業を通して地域や人とのつながりの大切さも今まで以上に考えるようになりました。

これからも、農業者として着実に経験と実績を積み重ねていきたいと考えています。

― 渡辺さんは、今年8月に新設された「本宮若手農業団」の一員として、市内の若手農業者と地域の垣根を超えた活動にも取り組んでいます。―

主な内容

人・農地プランの実質化……………	2面・3面
農地パトロールを実施しました……………	4面
農地の無断転用は違反です！……………	4面
農業保険制度のご案内……………	4面



人・農地プランの実質化

～地域農業の未来を設計する～

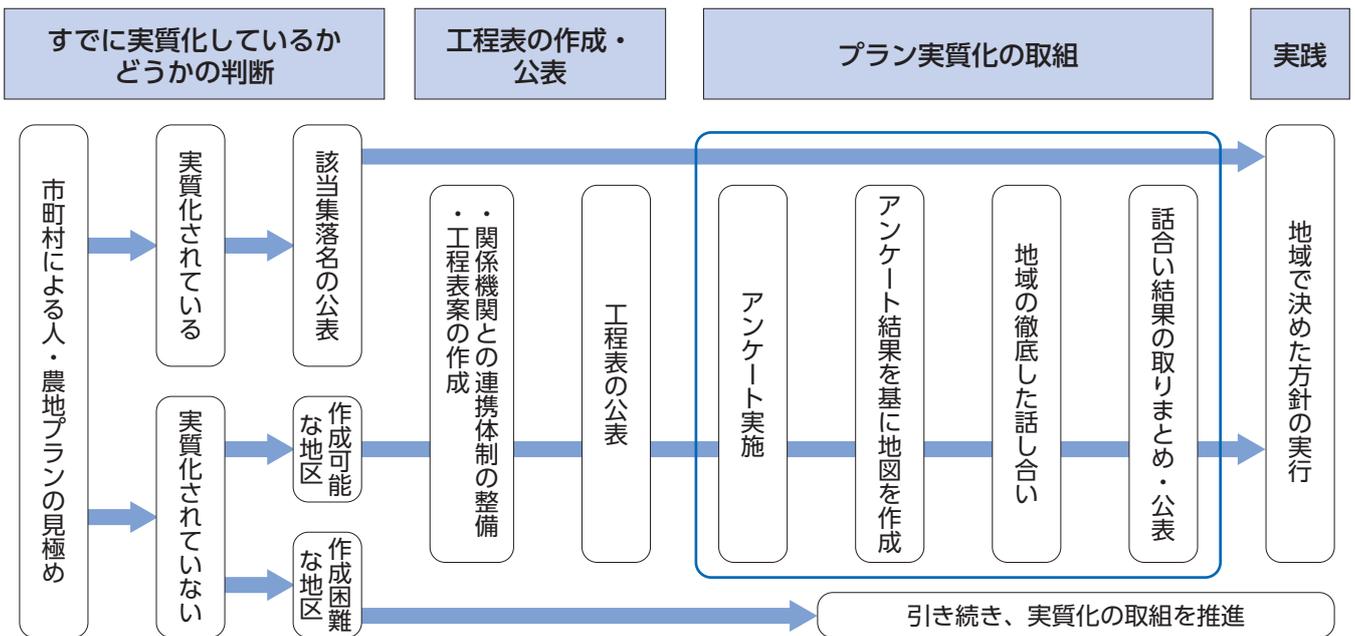


農家数の減少、耕作放棄地の増加などの課題にどのように対応していけばよいか。集落で、農地所有者、農業者などが集まり、農業の将来について話し合った内容をまとめたものが「人・農地プラン」です。集落の5年後、10年後を見据え作成したプランを活用することは、地域農業の維持・継続に大きな役割を果たします。

ここでは、「人・農地プラン」がどのような内容で、プランを実質化（実現）することによって得られる効果がどのようなものかを考えます。

人・農地プラン実質化のスケジュール

※農林水産省資料を基に作成



人・農地プランとは

人・農地プランは、地域の皆さんの話し合いをふまえ、その地域において中心的な役割を果たす農業者、農地の有効活用や生産方法などを決め、地域農業の将来の姿・あり方を描いたものです。

プランは、農地所有者へのアンケート結果や農地利用意向を反映した地図などを活用し、地域の話し合いの場で課題を共有し合い作成されます。

本宮市におけるプランの取組状況

人・農地プランは平成24年度に開始され、本宮市内ではこれまで5地区でプランが作成・実質化されてきました。

これら5地区の実質化されたプランは、市が公表を行っています。



みんなで読もう！全国農業新聞 ■発行日 毎週金曜日 購読料/1か月700円(送料込み)
お申込み・問い合わせは、本宮市農業委員会事務局まで ☎24-5387

実質化された人・農地プランの要件

①アンケートの実施	対象地区の農地面積の半分以上について、おおむね5～10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること。
②地図による現況把握	対象地区でのアンケート調査や話し合いを通じ、農業者の年齢分布や後継者の確保の状況などが地図により把握されていること。
③中心となる経営体(※)への農地の集約化方針の作成	対象地区を原則として集落ごとに細分化し、5～10年後に農地利用を担う中心となる経営体(※)に関する方針を定めること。

(※)経営体とは、農業を営む個人、法人、集落営農のいずれかを指す。

法律上の位置付け

人・農地プランは「農地中間管理事業の推進に関する法律」の中で、「農業者等による協議の場等」と位置づけられており、作成されたプランに基づき、地域の中心となる農業者へ農地の集積・集約が行われることとなります。

プラン作成のための話し合いの進め方について

プランは、地域の実情に応じ対象地区の範囲を

定めて話し合いを進めることとなります。

話し合いの参加者は、プランの主役となる農地所有者、農業者、地域住民をはじめ、農業委員・農地利用最適化推進委員、JA、行政などとなります。

話し合いには、プランに関するアンケート結果や、農地利用意向を反映した地図などを活用し、参加者全員が意見を交わしながら進行することになります。

「人・農地プラン」は…

- 集落や地域ごとに中心となる経営体(※)や中心となる経営体(※)に協力する農家、その他の農家を明確にし、中心となる経営体(※)にどのようにして農地を集積させるかなど、地域農業の将来のあり方を、地域独自の話し合いによって決めていきます。

話し合っただけで決めた「人・農地プラン」により…

- 農地利用の集積・集約が進み、効率的な農業経営につながります。
- 具体的な農地利用方法を検討するため、遊休農地の減少を図ることができます。

「人・農地プラン」を実質化することで…

- 農業次世代人材投資資金(経営開始型)、スーパーL資金の金利負担軽減措置、経営体育成支援(農業用機械・施設の導入等支援)などの制度支援が受けられます。

～人・農地プランは地域農業の未来を描く設計図です～

まとめ

人・農地プランは、作成するだけではなく、その先の農地利用の最適化に向けてプランを「実行」していくことが大切です。

プランを実行していく中で、当初描いた将来像と現状がうまく一致しない場合が想定されます。

そのような時は、プランを定期的に見直し、地域の皆さんが意見を交わし修正していくことにより、より具体的かつ有効なプランとなっていくます。

農地利用の最適化を使命とする農業委員会としても、地域の皆さんや関係機関と連携を深め、プランの実質化に積極的に貢献していくことが今後求められます。



農業者年金に加入しよう！ ～農業者年金で安心して豊かな老後を～

問い合わせは、本宮市農業委員会事務局まで ☎24-5387



農地パトロールを 実施しました

農業委員会では、農地利用の最適化を推進し、耕作放棄地の発生防止・解消を図るため、8月から9月末までの2か月間、農地パトロールを実施しました。

農業委員及び農地利用最適化推進委員が市内全農地を対象に現地調査を実施し、農地の利用状況について確認を行っています。

所有農地管理の お願い

雑草が繁殖している耕作放棄地は、病害虫の発生原因となり、周辺農地へ悪影響を及ぼします。所有農地が遊休農地化している場合は、耕作の再開または草刈り・耕起などの保全管理をしていただくようお願いいたします。

農地に関する手続きは、農業委員会へ

- 農地を売買または賃借したい
 - 農地を農業以外の目的で使用したい
 - 農地に盛土を行いたい
 - 農地を相続した など
- ～地域の大切な資源である農地を守るため、許可や届出が必要となります～

農地の無断転用は違反です！

農地転用の許可を得ずに、無断で農地を転用することは法律で禁止されています。違反転用が発覚した場合、所有者または事業者は、原状回復命令や罰金などが科せられます。また、農地転用許可後に事業計画どおりに転用しなかった場合でも、工事の中止や原状回復などの命令が出される場合があります。農地転用をする場合や事業計画を変更する場合は、事前に農業委員会にご相談ください。

自然災害などに備えて 農業保険に加入しましょう！

農業経営には、あらゆるリスクが存在します。

さまざまなリスクをカバーしたいとき

収入保険をおすすめします！

- 青色申告を行っている農業者が対象
- すべての農産物を対象に自然災害や価格低下など、経営努力では避けられない収入減少を補償

詳しくは、農業共済組合へお問い合わせください。

福島県農業共済組合安達支所

TEL0243-23-7777(代)

編集後記

新型コロナウイルスまん延による世界情勢の悪化など、私たちが取り巻く環境が劇的に変化しています。

昨年の中東日本台風被害から立ち直る間もなく、次から次へと発生するリスクに、早めの備えをしていく必要性を強く感じます。

一方で明るい話題もあります。今年8月に市内若手農業者有志が「本宮若手農業団」を結成し、今号の表紙を飾った渡辺琢哉さんもその一人です。

今後もさらに多くの明るい記事をお届けできることを願いつつ、編集に努めていきたいと思えます。

広報編集委員

渡辺謙輔 伊藤隆一

石橋広基 渡辺善幸